

「中大法曹会」四〇周年を回顧して

特に基本規定検討委員会に関連して

第十八代幹事長 木戸 口 久 治

一 私が中大法曹会幹事長を勤めたのは昭和五五年五月から同五六年五月までの一年間であった。「中大法曹第七号」創立三〇周年記念特集号によれば第一八代目の幹事長に当るようである。

私は昭和一六年に当時の高等試験司法科試験に合格し、翌一七年中大法学部を卒業して司法官試捕に採用されたが、修習半ばにして召集を受け、昭和二年の復員まで約四年間を戦地で過ごした。昭和二三年一月弁護士登録してからは受験勉強時代にお世話になった玉成会研究室の恩顧に報いるため、屢々研究室を訪れ、勉強中の後輩会員の指導に当たったり、相談相手となった。

二 その後昭和三四年度玉成会研究室の理事長（第五代）に選ばれ、また新生「中大法曹会」創立以来その幹事又は常任幹事として中大法曹会と共に歩んできた。昭和三六年七月から中大学員会協議員に選ばれたが、これを契機として昭和四五年五月から学研委員長に、同四六年五月から中央大学選任評議員に、同四八年五月から中大学員会幹事に、同五二年七月から同常任幹事に選ばれるというように、当時多忙な弁護士業務と、弁護士会務の傍ら、だんだん中央大学、中大学員会、中大法曹会等の仕事に肩入れするようになった。

三 私が最も中大法曹会の仕事に専念したのは、昭和四九年五月から、松井幹事長の下で事務局長を勤めたときからである。当時中央大学においては、基本規定（寄附行為）検討委員会を設置して従前の基本規定の抜本的改正の検討を行っており、同委員会小委員会の要約した検討事項について、わが法曹会をはじめ、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等の有力支部並びに教職員側に対し意見書の提出を求めてきた。その要旨は、①現行総長制を廃止するか否か、②各学部長及び事務局長を職務上の理事とするか、否か、③現行の評議員の定数を二〇〇名から一〇〇名に減員し、教学側評議員と学員側評議員とを同数にするか否か、ということが主たるものであった。法曹会においてはこれを大学問題特別委員会に附議し、連日討議検討を重ねた結果、昭和四九年七月、意見書を取りまとめ、大学の基本規定検討委員会に提出した。（「中大法曹」第三号大学問題特別委員会報告書参照）さらに検討委員会の招請に応じ、同年七月一六日、聴聞会に出席して意見の要旨を詳細に説明した。その後、南甲倶楽部、学員体育会、国会白門会等からも法曹会と殆ど趣旨の意見書が提出され、これに反対する教学側の意見と真向から対立した。私は法曹会の意見書を取りまとめ、検討委員会に提出する直前の昭和四九年四月に基本規定検討委員会委員に選任されたので、その後は検討委員会委員の一人として法曹会の掲出した意見書の趣旨を他の委員にも徹底させ、法曹会の意見が採択されることに努力した。

四 検討委員会における聴聞会は昭和五一年一二月まで続けられたが、学員側と教学側との意見が対立したまま意見の一致が見られなかったため、向江委員の提唱により、学員側と教学側よりそれぞれ七名宛の委員を選出し、懇談会形式で意見の調整を図ることとなり、私も法曹会を代表してその一人に加わった。懇談会は約一年にわたって続けられ、結局教学側が学員側の意見に歩み寄る形で妥協がはかられ、昭和五二年一二月一三日までに、①総長制は存置する。しかし、原則として中央大学教授のなかから選考する。②各学部長の職務上理事制は認めな

いが、各学部の推薦する教授一人を理事に選任する。事務局長の職務上理事制は認める。③評議員の定数は現行どおり二〇〇名とし、学員側と教学側との同数説は採らない。④総長の被選資格につき評議員会決議を以て「総長は原則として中央大学教授のなかから選考するものとする」旨の附帯決議を行う、との結論に達し、これを本委員会に報告し、本委員会も懇談会報告の趣旨を踏襲した答申書を昭和五三年四月二四日理事長宛に提出し、同年七月一六日の評議員会において現行基本規定が議決され、同年九月二七日文部省の認可により施行された。

五 この基本規定（寄附行為）改正作業は昭和四四年一月六日、当時の金子文六理事長の諮問に答えるため検討委員会が設立され、以来昭和五三年七月一六日の評議員会における議決まで約一〇年の歳月を費し、教学側と学員側の叡知を結集して行われたものであったが、根本的には教学側と学員側との認識の相違から、重要な事項について妥協を余儀なくされた。私はこの検討委員会の後半に至って委員の一人に加えられたのであったが法曹会の意見を代弁する形で大いに発言し、ほぼ法曹会の意見書の趣旨を貫いた。私にとって大変貴重な経験であったし、当時の学員側委員は現在殆ど故人になられたので若干煩雑にわたるのをいとわず、書きとどめておくことにした。

六 私はこの基本規定改正作業を終わった昭和五三年五月から中央大学理事に選任され、同五六年五月まで在任したが、まだ任期途中の昭和五五年五月から大西保幹事長の後を受けて法曹会幹事長に就任した。しかし私は大学理事としての業務もあった関係上、幹事長の職に専念することはできず、専ら大学の多摩校地移転後の駿河台の旧大学会館跡地に創立一〇〇周年の記念会館を建設し、その三階程度を法職等特別教育の場に、また、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保すべく奔走した。法曹会の仕事としては大学より学長、常任理事、法学部長を招いて「中央大学における法学教育の現状と展望」のテーマで座談会を催したこと、大学及び学員会

に対する推薦人事について執行部と充分打合せを行い、これを推進したほか、一般の議事、行事については副幹事長、事務局長らの執行部に一任し、格別取上げるような業績を残さなかったと記憶する。

三十周年記念行事の頃を回顧して

第十九代幹事長 瀧澤 國雄

昭和二十六年六月、中央大学出身の裁判官、検察官、弁護士を結集して創立された中央大学法曹会が、四十周年を迎えたことは誠に慶賀の至りである。

私は昭和五十六年五月二十六日の総会において、木戸口久治前幹事長の後を受けて幹事長に選任され、昭和五十八年五月信部高雄先生に引継ぐまで二年間幹事長として会務運営に当って来た。その間会員諸先生の御協力により大過なく会務を遂行することができたが、とくに副幹事長として阿部三郎、萩原平、内山弘、浅香恒久、杉山英己、窪田四郎の諸先生、事務局担当として事務局長に森田洲右、次長として松永渉、渡辺洋一郎、村山芳郎、山本和敏、五島幸雄の諸先生に格別の御尽力を賜りましたことは終生忘れることができません。更に法曹会の中核としての各種委員会、人事委員会（赤坂正男委員長）、会報編集委員会（高橋梅夫委員長）、会則改正委員会（信部高雄委員長）、法職コース協力委員会（依田敬一郎委員長）、大学問題委員会（宮田光秀委員長）、中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会（松井宣委員長）、創立百周年記念事業資金募金委員会（宮田光秀委員長）、その他特に中大法曹会創立三十周年行事実行のために設置された、創立三十周年記念実行特別委員会（堂野達也委員長）など

の諸活動により内容の充実した年度であったと自負しているので、以下十年一昔の跡を振り返ることにしたい。

一 中大法曹会創立三十周年記念式典、祝賀会

本戸口前幹事長からの引継事項の第一は法曹会創立三十周年記念行事の実行であった。

昭和五十六年七月十五日開催の第一回幹事会において、創立三十周年記念実行特別委員会を設け、十月十二日に赤坂プリンスホテルにおいて記念式典、講演会、祝賀会を開催することにした。堂野達也委員長の下に弁護士会、裁判所、検察庁から会計七十名の委員をお願いすることにし、式典まで僅か三ヶ月足らずの間に前後十二回の会合を開き実行運営に万全を期した。

十月十二日の式典当日は秋晴の好天で、会場の赤坂プリンスホテル旧館プリンスホールには招待者、出席会員三百数十名、立錫の余地のないほどの盛況であった。信部高雄式典部長の開会の辞につづき堂野委員長挨拶、幹事長式辞、渋谷健一理事長、谷村唯一郎学員会長、戸田修三学長の祝辞など、式典は厳肅な雰囲気の中かで進行した。式典に先立つ記念講演は、木川統一郎先生の「中央大学の発展と法曹会の役割」と題し、母校の発展を願う講師の熱情が聴衆に多大の感銘を与えた。式典に引継いでグリーンホールに場所を移しての祝賀会も、和気藹々のうちに法曹会始まって以来といわれる盛況のうちに終った。

二 法曹会創立三十周年記念誌発行

法曹会機関誌「中大法曹」第七号を創立三十周年記念特集号として発行することとし、赤坂正男先生を総責任者とし、高橋梅夫編集委員長を中心とする編集委員長が担当し、大学当局、学員会本部の協力により、創立当時

からの資料収集などに努め、法曹会三十年の歩みを回顧し、今後の発展に寄与することに重点をおいて編集し、昭和五十七年五月十日発行することができた。内容は記念式典、講演会、祝賀会の記録などのほか、赤坂正男先生発委による座談会「中大法曹のあゆみ」は特集号に相応しいものであった。座談会出席者は、谷村唯一郎、堂野達也、石田寅雄、大塚喜一郎、山本清二郎、宮田光秀、八島三郎、小池金市、松井宣、木戸口久治、赤坂正男の諸先生で、創立当時から三十年間の貴重な法曹会の歴史が明かにされた。特集号の題字は谷村唯一郎先生の絶筆となった「以和為貴」であり、今後の法曹会の進むべき指針を示されたものといえよう。

三 法曹会総会の議長制と代表者としての会長制の可否

昭和五十七年一月十八日法曹会会則改正委員会に対し左の点を諮問した。

- (1) 法曹会総会に於て、会則第十条により幹事長が議長となっているが、議長に選任された会員をもって総会の議事を運営すべきではないか。

- (2) 法曹会の代表者並びに会務統轄者として会長を置くことの可否。

会則改正委員会は右の諮問に対して左の通り答申した。

- (1) 総会の審議につき議長制を採用することが望ましい。
- (2) 会長制については継続審議とする。

四 司法試験合格者東大を抜き首位となる

司法試験合格者の低落傾向に対し、何とか合格者増加の方途を考えなければと、法職コース協力委員会の依田

敬一郎委員長を中心として本年度の最重要問題とした。昭和五十六年七月二十一日第一回法職コース協力委員会において、法職特別コース指導員を選ぶこととし、大学当局に対してカリキュラムについての意見書を提出し、学研連と共催で「司法試験直前コース」を開催するなど例年に比べ、法曹会としても格別の意気込みをもって、合格者の増加対策に取り組んだのである。

昭和五十七年度の合格者発表において、中央大学は九年振りに東大を抜き一位となったのである。中大九十人、東大七十八人、早大七十二人、慶大三十一人、京大二十九人、一橋大二十人、明大十五人、東北大十四人、大阪大十四人……と。

しかしながらその後は再び低落傾向が続いていることは甚だ残念であり、大学並びに法曹会の奮起を促したい。以上私が幹事長として会務運営に当った、法曹会の活動の一端を回顧したが、あらためてその間多大の御協力を頂いた諸先生に感謝申上げるとともに、第二世紀に入った母校中央大学と、学員会の中核としての法曹会の益当の発展を祈念するものである。

創立四十周年記念雜感

第二十代幹事長 信 部 高 雄

中大法曹会の創立四十周年を迎えることとなり、誠にお目出度い次第である。私が伝統に輝く中大法曹会の幹事長に選任されたのは、昭和五八年六月から同六十年五月までの二年間であるが、副幹事長として安藤章（東弁）若林秀雄（一弁）高橋守雄（二弁）杉山英巳（裁判所）寺西輝泰（五八年度検察庁）佐野眞一（五九年度検察庁）の諸氏並に事務局長松家里明氏外事務局員の方々の熱意ある御協力を頂いた。

ところで「中央大学法曹会会則」には、第二条に「本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と発展に寄与することを目的とする。」と規定しているが、創立当初は主として会員相互の親睦を中心として運営されていた。ところが昭和四二年以来各大学で学園紛争が起り、母校中央大学も同様激しい学園紛争に巻き込まれた。いわゆる学生会館紛争、学費紛争、常置委員会紛争と呼ばれるものである。中大法曹会としては、当時紛争中の母校の正常化と大学の自治の確立のため「大学問題特別委員会」を設置し、その解決のため盡力した。爾来中大法曹会においては、常に母校中央大学の重要問題については、特別委員会を設置するなどにより種々方策を講じてきたことは衆知のことである。

私が幹事長に選任された昭和五八年には母校中央大学は、多摩移転後の運営も一応順調に進んでいたが、昭和六十年には、母校中央大学の創立百周年の種々の記念事業が企画され、その準備が行われていた。中大法曹会としては、この世紀の記念すべき行事に対し、極力これに協力することが決定され、そのための運動を積極的に行うこととなった。

また母校中央大学の司法試験合格者は、過去長きにわたり一位ないし二位を維持してきたものの、多摩移転頃より三位に転落するに至った。この問題は今後も中大法曹会として、極めて重要な問題であるが、当時においても会の重要問題としてその対策が審議された。

私が幹事長に就任中審議した重要な事項につき回顧すれば、以下のとおりである。

第一、百周年記念事業への協力

母校中央大学は、昭和六十年に創立百周年を迎えるに当り、種々の記念事業が企画されていた。中大法曹会は、この企画に基づく記念行事が成功するよう出来る限りの協力をすべく機関決定がなされた。まずその記念行事に必要な資金の募集に協力するため「中大創立百周年事業資金募金委員会」を設け、故宮田光秀委員長の下に、各ブロック毎の募金委員会において大変熱心な募金活動が行われた。その結果会員の協力により法曹会としての募金目標を達成し、学員会支部中極めて優秀な成績を収めることが出来た。

母校中央大学の創立百周年記念行事は、衆知のとおり、極めて盛大に実行され、新しい世紀に向って邁進しつつある。

第二、母校中央大学の法職教育の強化充実を図るための方策

この方策は、大学の教授陣の強化、法学部の入学試験の改善策など多くの問題点を含んでいるので、大学問題

委員会、法職教育検討委員会に諮問した。各委員会においては、問題の重大性に鑑み、更に主査および特別委員を委嘱し、大変活発な審議が行われ、その結果幹事長宛に答申書が提出された。中大法曹会としては、この答申書に基づき、意見書及び要望書として、昭和六十年五月十三日、学校法人中央大学理事長渋谷健一先生及び中央大学学長川添利率先生宛にこれを提出した。

第三、司法試験対策の一環としてのアンケート調査と座談会

会報編集委員会は、司法試験受験の実態を調査するため、法職講座受講生並びに最近の中大卒の司法試験合格者に対するアンケートを幅広く実施し、また中大教授陣と「中央の将来を語る座談会」を開催して意見を交換し、今後の司法試験対策を検討した。

このため各委員には、大変御盡力を頂いたが、その詳細は会報第九号に掲載されている。この問題は、今後も母校中央大学の法学教育に関する問題の一つとして極めて重要である。

おわりに

中大法曹会は、母校中央大学が「法科の中央」として、今後もより多くの優秀な法曹人を世に送り出すことを念願し、そのため多大の犠牲を拂い、努力し続けている。これに関与される会員の方々の御盡力は、筆舌に尽し難い程である。母校中央大学においても、この点に十分留意され、従来より行われている多摩校舎における法職講座の充実並に駿河台記念館に新しく「法職講座研究室」が設置され、今後さらに優秀な法曹が養成に努力されることを念願している。

ところで現在は、情報化や国際化などの著しい発展により、大学に対する社会的要請は益々多様化している。この要請に応じ、母校中央大学では、すでに国際的視野に立った新学部を設置が決定され、すでに文部省の第一

次の審査を受け、諸手続が進行中である。私は今後立派な新学部が創設され、人的、物的の両面において母校中央大学がさらに発展することを祈念する次第である。

私が幹事長の頃を追想して

第二十一代幹事長 坂 本 建之助

首題のテーマで執筆せよとお申付を頂いた。私の人生で深いかかわりのある中大法曹会からのお申付であるから、これは兎も角も、それに応えなければならぬ。

私は昭和六〇年、六一年の幹事長を仰せつかった。一生懸命、その任に当った積りであることは間違いないが、さて、私は幹事長として、何をしたのであろうか。その在任中のこととしてどんな想い出があるだろうか、と振り返って見たが、簡単には思い出せない。私は足許をみると共に、未来に向って、一生懸命、馬車馬のように走っている。未来の方に頭が向いていて、過去は、頭の中になかなか出て来ない。これではまことに申し訳ないことである。

さて、前置きが長くなって、重ね重ね、申し訳ない。

先づ、想い起すことは、月並な云い方であるが、副幹事長の藤井光春（東弁）、柳沢義信（一弁）、鈴木喜三郎（二弁）、山本和敏（裁判所）、甲斐中辰夫（検察庁）、事務局長の小野道久（二弁）の諸氏と共に、和気あいあいとして会務遂行に当り得たことである。また、従来から受継いだ各種委員会の活発な活動に感謝しながら会務を処

理して、任務を完了し得たという想いである。

それにしても、小野事務局長には、いろいろ御苦勞をかけたという想いが強い。

次には、就任早々の昭和六〇年に迎えた「中央大学創立百周年記念行事」への参加であった。中大では、この百周年を迎えるに当って、これを機会として、私学中大としての個性と特色を生かして、次の百年を目指すものとして、そのあるべき姿を、学内外の英知と協力を結集して検討し、長期振興事業を企画、立案、実行したいとのことで、昭和五四年五月、特別委員会が設置され、わが中大法曹会（大西保幹事長時代）へ、その協力が呼掛けられた。中大法曹会では、直ちにこれに応じて、松井宣先生（二弁）を委員長とする特別委員会「中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会」という長い名称の委員会を設置した。私も初めから、その委員であったこともあって、中大法曹会として、種々の提言に参画し、また記念事業資金六三億五、〇〇〇万円の内、金五〇億円の募金についての募金委員として募金等に参画しつつ、昭和六〇年、中大法曹会幹事長に就任した。そして、その年中大創立百周年をむかえたことは、洵に幸運というほかはなかった。

募金応募額は、その年には満額とまでは行かなかったが、やがて満額達成が見込まれ、記念式典その他の行事に参加する機会が与えられた。更にまた、中央大学が、百年の計を考えて、八王子市の多摩の地に壮大なキャンパスを造って移転した半面、学員の交流に地の利を失ったことが懸念されていたことについて、記念事業として、駿河台に残された暗いイメージの中央大学会館を、多目的の、近代的な会館へと改築工事が進められつつあったことは、将来へ胸踊る思いであった。

同会館は、昭和六三年一月完成し、名称を学員から公募して「中央大学駿河台記念館」と決定し、今や学員はもとより、わが法曹会でも、利用希望者の需要に応じきれない程の名声を得る？に至っている。そのことを聞く時、

また、同記念館で行われるいろいろの行事に参加出席する時、当時、学員又は中大幹事長として寄与したことをも
想い起こし、嬉しさを禁じ得ない。

また若干付け加えれば、中大法曹会幹事長として大学の種々の行事に参加し、学生諸君とも接する機会が多くな
り、わが若き学生時代を想い起こし、愛校心を湧きたたせ、学生達を些かでも鼓舞激励したことも、良き想い出であ
る。

創立四十周年記念雜感

第二十二代幹事長 赤坂正男

中大法曹会が設立されてから四十周年を迎えたと云うことで大変おめでたいことと痛感いたします。顧みれば昭和四二年頃から、世界的傾向とまで云われた大学紛争は、我が中央大学にも及び、次から次へと難問題が提起され何時収拾がつくか。皆目見込みがつかない様な深刻な事態に立ち到った。それまでは中大の一附属機関に過ぎなかった様な存在——単なる卒業生の親睦機関である様な存在に過ぎなかったが、大学紛争の深刻化に伴い大学当局は、徐々に学員会の一機関である法曹会との関係並びに大学経営についての活動に期待する様になり、之に対応して法曹会も（昭和四十四・五年（今井忠男・石田寅雄両幹事長時代）時代）会則の抜本的な改正を強行し、体制を整備し略、現機構に推移し、会として学校の改革、新制度の導入、人事の刷新等に対策を打出して貢献し略、現状を確立運営するに至った。この秋が学員会として新しい時代背景を持った活動期に入ったものと考えられる。それ以後は時の幹事長の交替により多少の相異はあるものの、中大学員会の一支部として課せられた責任の実践と大学の事業に相当の協力と実践の一端を果して今日に至っている。

然しその後の大学の変遷（多摩移転問題）や新学部を設置・改善・財政の危機の招来・再資金の募集等を考慮す

るとき、再び法曹会は時代に招応する対応を審議すべき時機の到来を迎えているのではないかと考えられる。

私が中大法曹会幹事長に就任したのは昭和六十二年から平成元年五月までである。私は離任に際し、『中大法曹会は「会員相互の親睦をはかる」と云うことの外に「中央大学の興隆に寄与する」と云う具体的責務について深く考慮すべきである。私立学校法の定める精神即ち大学の運営組織の民主化の基礎条件として、理事会の独善をチェックする機関として評議員会が設置され、評議員には学校法人を卒業した者で年齢二五歳以上の者のうちから寄附行為（中央大学では基本規定）で定める所により選任された者を充てる。役員（理事と監事）の選出母体はその一つとして評議員のうちから寄附行為（基本規定）により選出された者を以て充てるとなっている。従って本会は大学の設置者である中央大学とは密接不可分の関係にある。

我が会は、この流れに沿って、諸々の活動をして行動をしているが、そのよってたつ財政的基礎は決して安泰たるものではない。諸活動の要請は今後愈々益々増加するものであるからして、その具体的対策は遅からずして樹立されなければならないのである。よって私はこの憂慮すべき事態への対応を示さなければならない』と述べたのであるが、その問題は何うなったのか関係者に伺いたいところである。

私は、今後法曹会の幹事長（一面からみれば中大法曹会学員会支部長）は、法曹会の責任を一身に担うのは当然として、大学・学員会並びに他支部の人事等に精通し、之に対し法曹会から適材を送り込んで大いに大学の興隆発展に寄与する識見と炯眼を有すべきである、と考えるものである。

我が法曹会の現会員は

弁護士 一九三八名

判事 一八三名

検 事

二三三名

公 認 人

二六名

いづれも司法試験合格者である。

他の同種団体に比較して決して劣るものではない、人材に事欠くことはない。これらの人材を大学の発展のため起用することこそ執行部の使命と強く感ずる。

私の幹事長の頃を追想して

第二十三代幹事長 設 楽 敏 男

私は平成一・二年度の中央大学法曹会幹事長を勤めたのでありますが、ついこのあいだのことでもありますので、色々思いが錯綜し、かえって纏まりにくいという状態であります。

しかしながら折角のご指名でありますので、思い出すままに幾つか述べさせていただきます。

先ず法曹会自体の事務についてであります。一番煩瑣なのは委員会の招集であります。これがかなりな作業量を要しまして、当時の大西事務局長は、殆ど専任のように事務員をこれに当てていたようでありました。また資料についても相当量のコピー作業が必要で、その整理・調整には大変であったように伺っております。これは歴代の事務局長に共通の問題であり、私としては、誠に不覚であります。今度初めて承知した次第でありまして、今後はこの負担の軽減を考えなくてはならないと痛感した次第であります。

事務局長の仕事の補佐機能充実ということ、前期執行部の申し送りをうけ、事務局長の所属会から事務局長次長を一名増員することになり、規則の改正を経て実施しましたが、これは極めて有効に機能いたしました。しかし前記の事務局長作業の軽減に連動するまでには至りませんでした。

次に従来から言われていることでしたが、法曹会の会合には余り若い先生方が出られないということで、法曹会の活性化ということが論じられておりました。一方若い先生方は、大学の法職講座の講師や、駿河台記念館の答練の講師等に積極的に対応されており、その活躍ぶりが、高く評価されておりました。そこで法曹会に若い先生方に更に一層のご協力をお願いする趣旨のもとに、新たに法曹会の幹事を、従来二〇〇名のところ一〇〇名増員してはどうかということが、執行部会で論じられ、任期最終の総会において決議され、現在実施されております。私は法曹会の目的の 하나가、会員の親睦を図るということに思いを致し、今後を大いに期待しているところであります。法曹会の会員は現在概算二五〇〇名と言われておりますが、全員の集合する機会は経常年で、年一回の総会しかないであります。幹事、常任幹事については、年四回以上の会合をもつように会則に定められておりますので、親睦の機会が一層増進されるものと信じます。私は新任の幹事諸兄がふるってこれらの会合に出席され、中央大学の現状等の情報にも接して、いよいよ愛校心を培養していただきたいと念願するものであります。

私共執行部として当時頭を悩ましたイベントの一として、中大法曹会創立四〇周年記念式典の問題がありました。それは平成三年が丁度これに当たることになり、その開催を私共の執行部で行うか、次期の執行部にお願ひするかということで、意見が別れておりました。三〇周年は一〇月に行われていますが、顧問、先輩からは、お目出度いことは早い方が良く、とのご意見があり、一時はそうなりそうになりました。ところが、問題点が二つありました。一は当時会報委員会で、司法試験改革に伴う中大の対応というようなテーマで座談会を開催することが決まっております、その準備に多くの時間をとられていたことと、二には仮に三月ないし五月に記念式典を行うということになると、記念号の会報は次期の執行部が担当することになり、事務的にちぐはぐとなるということでありました。そこで結局新執行部が一〇月に行うということになり、私共としては準備委員会を設けて早速準備することになりました。

た。そして新執行部の成立と共にこの委員は実行委員会として活動し、不肖私も式典部長として参画し、去る一〇月八日駿河台の中央大学記念館において盛大に記念の行事が行われた次第であります。

ここで支部旗のことを思い出しました。我が法曹会は中央大学学会の職域支部第一号として昭和二八年認定を受けたということでしたが、支部旗はあったのだらうと思っていましたが、従来私はこれを見た記憶が無いのでありません。ところが、学会本部から新支部旗が授与されることになり、大きな立派な旗を頂戴いたしました。以来事ある度にこの旗が掲げられ、私らの団結の象徴としてその存在を示すことになりました。このことをこの際 はっきりと記して、その保管、維持に遺漏のないようにしたいと念じます。

我が法曹会には、人事委員会、会報編集委員会、会則改正委員会、法職教育検討委員会、大学問題委員会等の常設委員会があります。私の任期中には大学問題委員会は開かずに取りましたが、他の委員会は活発に運営されました。どこでも同じと思われるが、出席下さる先生はいつも決まっていました、ついに一度も出席されなかった方もおられたように記憶しています。このことは委員の選任の過程で、委員に予めはっきりとした了解を取らなかったことが大きな理由ではないかと思われまふ。委員会に出席すること自体が、懇親の実を挙げるものであり、先生方の一段のご協力に期待すること極めて大であります。

平成二年五、六月頃日本比較法研究所々長小島武司氏から次のようなご依頼がありました。それは今般同研究所の主催で、フランス、アメリカの大学教授、裁判官、弁護士を招聘して、裁判の役割と題するシンポジウムを行うことになったが、これについて法曹会の協力を得たいということでありました。具体的には、シンポに出席して欲しいが、都合の悪い場合は、パーティーに出席して貰えないか、ということでありました。そしてパーティーは法曹会と共催にしたいと付言されたのであります。私はこれをいれ協力を約したのであります。その結果は会員の先

生方のご賛同を得ることができまして、賑やかなパーティーを開くことができ、法曹会の面目を保つことができました。ご参加の諸先生方に厚く御礼申し上げる次第であります。これが契機となり、同研究所から、法曹会の弁護士有志と、研究所の学者との間の交流を促進し、法曹実務家の知識、経験を伺いたいという申し入れがあり、新執行部との間で、協議がなされることになったと聞いております。

以上取り止めのないことを書き連ねましたが、終りに臨みまして、この二年間公私共にご協力下さいました会員の皆様に対し深甚なる敬意と感謝の意を表させていただきます。

(平成三年一〇月二三日)



財務部会報告（収支決算報告）

財務部会長 縄 稚 登

一 昭和二六年に創立されたわが中央大学法曹会は平成三年一〇月八日午後五時三〇分より中央大学駿河台記念館において、創立四〇周年記念講演会、式典、祝賀会が開催され、記念特集号の発刊を以て各行事は終了する。そこで財務部会は、右記念各行事を運営するための収支予算を企画立案編成する役割を分掌することになり、計一〇回の委員会、部会を開催した。

二 本記念行事実行の予算編成の基本方針については、第一に本記念行事は予算上独立採算制の特別会計とすること、第二に予算の規模は各諸行事の企画とその内容に副うものであること、第三に会員にできるだけ負担をかけないことの三点を重点的に留意して、全体委員会の審議の結果、前回三〇周年記念行事の収支決算を参考にし、ほぼ同規模程度の予算内容で実行することにした。一〇年前の経済状況と対比して物価上昇を考慮すれば、総じて緊縮予算と思われるが、諸行事の企画とその内容を検討した結果、先ず駿河台記念館を使用することで前回に比べ約一〇〇万円の支出軽減が見込まれること、前回作成した会員名簿は今回作成しないことにして、約一〇〇万円の支出減が見込まれ、計二〇〇万の支出予算を他行事に充当可能であることなど考慮に入れ、前回三〇周年

記念行事に比べて遜色のない、それ以上の内容充実した記念行事が出来うるものとの見通しの下に、予算規模を約六〇〇万円とすることになった。

三　そこで、近時何かと出費の多い折柄、如何にして会員に負担方をお願いするかについて種々検討した結果、前回同様今回も同程度のご負担をお願いすることとし、凡その目安として、顧問、参与には金二万円、常任幹事には金三万円、幹事には金二万円、一般会員には金一万円とすることとし、出席予定人員の検討を加え予算案を策定した。試算によると収入は参加会費、寄附金の合計は約六〇〇万円となり、支出は、祝宴費、記念特集号費用が大部分を占めることになったが、予算の編成方針、規模内容からみても当然のことである。右予算案は財務部会の審議を得、全体委員会で承認された。

四　右予算に基き、平成三年八月、常任幹事、幹事の各位に対し、中大法曹会のために格別のご配慮とご負担を賜わりたき旨の書面を発送し、九月には一般会員の参加をお願いする案内状を発送し、失念の会員には然るべくお願い申上げる等した結果、予算に近い額の収入があった。

五　四〇周年記念行事は予定どおりとゞこおりなく盛大裡に挙行された。本記念行事に關しての収支予算、決算はその範囲内において執行されたことはまことに喜ばしいことであると共に負担金にご協力下された中大法曹会の会員並びに本予算の執行に当り、且つ又、各種記念行事遂行のため、格別のご協力をいただいた記念行事実行委員長はじめ各部会長並びに各委員及び幹事長、副幹事長、事務局長、同次長の執行部の方々に對しましては、深甚なる感謝の念を捧げ、中大法曹会の今後の発展を祈念し、来るべき五〇周年のための一試石ともなれば喜びこれに過ぐるものはない。

次頁に、事務局長が作成した「収支決算報告書」を、資料として掲載することとした。

中央大学法曹会創立40周年記念行事

収 支 決 算 報 告 書

平成4年4月18日

収 入 の 部		支 出 の 部	
摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
会員（寄附金を含む）	5,970,000	宴会費	1,927,130
中央大学	100,000	記念館使用料	110,931
中大学員会	30,000	コンパニオン	154,500
国会白門会	30,000	講師謝礼	100,000
南甲倶楽部	20,000	カメラマン謝礼	50,000
		印刷代等	263,000
		その他（テープ、翻訳料、 ハガキ、郵券等）	1,053,767
		会報引当分・その他	2,490,672
合 計	6,150,000	合 計	6,150,000